



本資料の著作権は出典が明記されているものを除き、原則、弁護士法人キャスト及びキャストコンサルティング株式会社に帰属します。いかなる目的であれ、本資料の一部または全部について、無断で、いかなる方法においても複写、複製、引用、転載、翻訳、貸与等を行うことを禁止します。

ミャンマー連邦共和政府

労働省

通知書番号： 1/2012

1373 年ビルマ暦 12 月満月前 8 日

(2012 年 2 月 29 日)

労働省は労働組合法の第 57 条に基づき与えられた権利を利用し、連邦政府の認可を得て以下の規則を制定する。

第 1 章

表題及び定義

1. この規則を労働組合規則と呼ぶものとする。
2. この規則に含まれる表現は、労働組合法に付加された意味を有するものとする。また、次の表現も以下で付加される意味を有するものとする。
 - (a) **法律**とは労働組合法を意味する。
 - (b) **申込様式**とはこの規則で定めた**申込様式**を意味する。

第 2 章

労働組合の構成

3. 事業又はある組織で勤務するために現行法に定められた年齢の労働者は一
 - (a) 事業又は組織類ごとにより構成した、自らと関連する労働組合に組合員として任意に入会することができる。
 - (b) 第 (a) 項に基づく組合員として、一つの労働組合のみに入会する。
 - (c) 労働組合の組合員から任意に脱退することができる。
4. 労働者と雇用主の利益を得るために各レベルの労働組合を構成する際、



本資料の著作権は出典が明記されているものを除き、原則、弁護士法人キャスト及びキャストコンサルティング株式会社に帰属します。いかなる目的であれ、本資料の一部または全部について、無断で、いかなる方法においても複写、複製、引用、転載、翻訳、貸与等を行うことを禁止します。

- (a) 基本労働組合は、事業又は組織類ごとにより、関連事業又は組織で勤務する労働者の最低 30 名で構成することができる。労働者の人数が 30 名を超えない事業又は組織である場合、他の同じ事業又は組織と共同し、構成することができる。共同する際、関連事業又は組織の労働者全員の 10%より少なくない者が賛同しなければならない。
- (b) 地域労働組合は、事業又は組織類ごとに関連する地域内で、基本労働組合全部の 10%より少なくない労働組合が賛同することにより構成することができる。しかし、
 - (1) 基本労働組合が一つのみある事業又は組織のため、地域労働組合を構成することを希望する場合、関連地域内で同じ他の基本労働組合と共同し、構成することができる。
 - (2) ある地域内で、基本労働組合が二つのみの場合、その二つの基本労働組合は共同して、地域労働組合を編成することができる。
- (c) 管区又は州の労働組合は、事業又は組織類ごとに関連する管区又は州内で地域労働組合全部の 10%より少なくない労働組合が賛同することで構成することができる。
- (d) 労働連盟は、事業又は組織類ごとにより、管区又は州の労働組合全部の 10%より少なくない労働組合が賛同することにより構成することができる。
- (e) ミャンマー労働連盟は、事業又は組織類ごとにより構成した労働連盟全ての 20%より少なくない労働連盟が賛同することにより構成することができる。
- (f) 労働組合の各レベルを構成する場合、
 - (1) 基本労働組合がない場合、地域労働組合を構成してはならない。
 - (2) 地域労働組合がない場合、管区又は州レベルの労働組合を構成してはならない。
 - (3) 管区又は州レベルの労働組合がない場合、労働連盟を構成してならない。
例外：企業性により、官庁又場所、地域に基づいて労働組合を構成することができない海洋企業労働者は、労働連盟を直接構成することができる。
 - (4) 労働連盟がない場合、ミャンマー労働連盟を構成してはならない。
- (g) 労働組合の法律に従った構成は、少なくとも上記の構成するための条件に基づくことが必要であり、各労働組合を構成するために、ある労働者が労働組合に入会する



本資料の著作権は出典が明記されているものを除き、原則、弁護士法人キャスト及びキャストコンサルティング株式会社に帰属します。いかなる目的であれ、本資料の一部または全部について、無断で、いかなる方法においても複写、複製、引用、転載、翻訳、貸与等を行うことを禁止します。

際には、強制、脅迫、不適當な影響を与え、又は不法に誘惑することなく、実行できる。

5. 実行委員は、

(a) 年齢が 21 歳であるミャンマー国籍又はミャンマー国内で最低 5 年間連続して、法律に従い在留する外国人であること。

(b) 関連する事業又は組織に最低 6 ヶ月間勤務した労働者であること。

例外：関連する事業又は組織に 2 年間以上勤務した者又は主任登記係より発行された証明書を取得済みの者、又はある労働組合で 2 年間以上組合員として勤務した者も該当する。

6. 労働組合の委員会を選挙して構成する場合、

(a) 基本労働組合は、労働組合の労働者 30 名ある場合は実行委員 5 名で、労働組合の労働者 30 名を超える場合は実行委員 7 名で構成すること。

(b) 地域労働組合、管区又は州の労働組合及び労働連盟の委員会の委員を最低 7 名から最高 15 名まで“奇数”の人数で構成すること。

(c) ミャンマー労働連盟委員会の委員を最低 15 名から最高 35 名まで“奇数”の数で構成すること。

(d) 第 (a) , (b) , (c) 項に基づく、構成した実行委員会に規則番号 5、第 (b) 項の例外により入会した他方の人数は委員人数の 20% より多くてはならない。

(e) 基本労働組合と地域労働組合の実行委員会で会長、秘書及び会計係の役割、管区又は州労働組合で会長、副会長、秘書と会計係の役割、労働連盟とミャンマー労働連盟で会長、副会長、秘書、共同秘書及び会計係の役割を、関連する労働組合の規則に基づき、選択しなければならない。

7. 実行委員会の有効期間は 2 年である。

第 3 章



本資料の著作権は出典が明記されているものを除き、原則、弁護士法人キャスト及びキャストコンサルティング株式会社に帰属します。いかなる目的であれ、本資料の一部または全部について、無断で、いかなる方法においても複写、複製、引用、転載、翻訳、貸与等を行うことを禁止します。

労働組合の構成規則

8. 労働組合は、自らの組合に関連する規則を多数の組合員の賛同を得て作成しなければならない。
9. 規則番号8に基づき、作成した規則には次の点を定めなければならない、
 - (a) 労働組合の名称
 - (b) 労働組合の構成目的、
 - (c) 労働組合の組合員としての調査登録、入会許可、証明書発行及び組合員の脱退に関する手続き、
 - (d) 組合の人数に関わること、
 - (e) 実行委員の選択並びに解雇及び脱退に関わること、
 - (f) 会議開催に関わること、
 - (g) 組合の労働者により、賃金の2%より多くない金額を入会料として支払うよう毎月の入金に関わること、
 - (h) 資金の設立、維持及び使用すること、
 - (i) 資金の毎月及び毎年ごとの精算及び検査方法に関わること、
 - (j) 労働者の知識、技術的な発展及び福祉に関わること、
 - (k) 組合員の利益及び権利に関わること、
 - (l) 雇用主、労働者紛争に関すること、ストライキに関すること、労働法に基づき、権利取得の調整及び交渉をすること。
 - (m) 労働組合の共同、脱退及び他の労働組合と結合すること、
 - (n) 組合を解散すること。

第4章



本資料の著作権は出典が明記されているものを除き、原則、弁護士法人キャスト及びキャストコンサルティング株式会社に帰属します。いかなる目的であれ、本資料の一部または全部について、無断で、いかなる方法においても複写、複製、引用、転載、翻訳、貸与等を行うことを禁止します。

登記

10. 労働連盟とミャンマー労働連盟以外の労働組合は、労働組合として登記するため郡区登記係に申請する場合、
 - (a) **労働組合登記申請書 (1)** に必要事項を記載し、その申請書に関連する会長が署名して提出しなければならない。
 - (b) 申請する労働組合が基本労働組合の場合、その組合の事業又は組織の種類、その事業又は組織の組合員の人数及び組織を構成した労働者の氏名一覧を**基本労働組合構成に関する申請書 (2)** に表示して報告しなければならない。
 - (c) 申請する労働組合が、地域及び管区又は州の組合である場合、組合の名称、その労働組合を支援及び賛同する関連の労働組合の数及び賛同する割合、支援する労働組合の名称及び承認書などを、**地域、管区又は州の労働組合の構成に関する申請書 (3)** に表示して報告しなければならない。
 - (d) 労働組合の規則と共に**規則につき実行委員会の会員が賛同する署名付証明書 (4)** を報告しなければならない。

11. 労働連盟及びミャンマー労働連盟は、労働組合として主任登記係に申請する場合、
 - (a) **労働組合登記申請書 (1)** に必要情報を表示し、その申請書に関連する実行会会長が署名して提出しなければならない。
 - (b) 労働連盟である場合、連盟の名称、その労働連盟を賛同する管区又は州の労働組合の数及び労働連盟の構成に賛同する管区又は州の労働組合の氏名及び承認書などを**労働連盟編成に関する申請書 (5-a)**、ミャンマー労働連盟である場合、組合の氏名、その組合に賛同する労働連盟の数とミャンマー労働連盟の編成を賛同する労働連盟の名称及び承認書などを**ミャンマー労働連盟の構成に関する申請書 (5-b)** で表示して提出しなければならない。
 - (c) 労働組合の構成規則と共に、**実行委員が構成規則を賛同する署名付申請書 (4)** を報告しなければならない。

12. 労働組合として登記するため、申請書を受理した郡区登記係又は主任登記係は、申請書に表示する情報及び添付する承認書などが十分であることを検査し、正式に表示した場合、**労働組合として登記するため申請書を受け取った旨の領収書 (6)** を提出しなければならない。



本資料の著作権は出典が明記されているものを除き、原則、弁護士法人キャスト及びキャストコンサルティング株式会社に帰属します。いかなる目的であれ、本資料の一部または全部について、無断で、いかなる方法においても複写、複製、引用、転載、翻訳、貸与等を行うことを禁止します。

13. 基本労働組合、地域、管区又は州の労働組合の登記申請書に関する郡区登記係は、その申請書に表示している情報について現地調査を行い、不足がある場合は、十分な時間を与えて追加させ、申請書を受理した最初の日から 30 日間以内で自らの意見を加えて主任登記係に報告しなければならない。
14. 主任登記係は、
 - (a) 郡区登記係が報告した労働組合登記の申請書及び送付済承認書に表示した情報が正確か否かを検査し、申請書を受理日から 30 日間以内に、登記可能か又は理由を表示したうえで拒否するかを開示しなければならない。
 - (b) 労働連盟とミャンマー労働連盟として登記するため、提出する労働組合登記の申請書及び送付する承認書に表示した情報が正確か否かを検査し、申請書を受理日から 60 日間以内に、登記可能か又は理由を表示したうえで拒否するかを開示しなければならない。
15. 主任登記係は、
 - (a) 基本労働組合、地域、管区又は州の労働組合の登記申請に関して登記を許可する場合、**労働組合として承認する証明書 (7)** に署名し、関連する郡区登記係に送付しなければならない。郡区登記係は主任登記係から受理した証明書を受理日から 7 日間以内で関連する労働組合に送付しなければならない。
 - (b) 労働連盟とミャンマー労働連盟の登記申請に関して登記を許可する場合、**労働組合として承認する証明書 (7)** に署名し、7 日間以内で関連する労働組合に送付しなければならない。
16. 主任登記係は、
 - (a) 基本労働組合、地域、管区又は州の労働組合の登記申請に関して登記を拒否する場合、その拒否通知書を郡区登記係に送付しなければならない。郡区登記係は、その拒否通知書を受理日から 7 日間以内に**登記拒否通知書 (8)** で関連する労働組合に送付しなければならない。
 - (b) 労働連盟とミャンマー労働連盟の登記申請に関して登記を拒否する場合、その拒否通知書を署名した日から 7 日間以内に**登記拒否通知書 (9)** で関連する労働組合に通知しなければならない。



本資料の著作権は出典が明記されているものを除き、原則、弁護士法人キャスト及びキャストコンサルティング株式会社に帰属します。いかなる目的であれ、本資料の一部または全部について、無断で、いかなる方法においても複製、複製、引用、転載、翻訳、貸与等を行うことを禁止します。

17. ある労働組合は、登記申請が拒否された場合、不足な点を修正してこの規則に従い登記するため再申請するか又は登記申請が拒否された日から 90 日間以内に連邦最高裁判所に申請することができる。登記申請を二回拒否された場合、拒否された日から 90 日間以内に連邦最高裁判所に申請することができる。
18. 登記許可を得た労働組合をミャンマー連邦官報に報告すること。
19. (a) 登記された基本労働組合、地域、及び管区又は州の労働組合などの労働組合登記許可の任意中止を希望する、関連する実行委員会は、郡区登記係から主任登記係へ、労働連盟及びミャンマー労働連盟の労働組合許可の任意中止を希望する、関連する実行委員会は主任登記係へ、**労働組合の登記許可を廃棄する申請書 (10)** で報告しなければならない。
(b) 登記官は第 (19-a) 条に基づき、報告を受理した場合、関連する労働組合を登記簿から抹消しなければならない。
20. 主任登記係は、
 - (a) 郡区登記係の提案にしたがった調査により、又は自らの判断により、法律上の最低労働者人数又は労働組合人数を満たさない労働組合の、労働組合としての登記を抹消することができる。
 - (b) 第 (20-a) 項に基づき、登記が抹消された労働組合が基本労働組合、地域、地区又は州の労働組合の場合、関連する郡区登記係がその抹消命令を受理する日から 7 日以内に、関連する労働組合に**登記を抹消する旨の報告書様式 (11)** で連絡できるようにしなければならない。
 - (c) 第 (20-a) 項に基づき、登記が抹消された労働組合が労働組合とミャンマー労働組合である場合、**登記を抹消する旨の報告書様式 (11)** でその抹消した命令を署名した日から 7 日以内に、関連する労働組合に報告しなければならない。



本資料の著作権は出典が明記されているものを除き、原則、弁護士法人キャスト及びキャストコンサルティング株式会社に帰属します。いかなる目的であれ、本資料の一部または全部について、無断で、いかなる方法においても複写、複製、引用、転載、翻訳、貸与等を行うことを禁止します。

21. 労働組合としての登記が、第(20-a)項に基づき、抹消されたある労働組合が規則によって定められる最低労働者人数、又は労働組合委員人数を満たす場合、この規則に定められる登記のために申請した関連の方法どおり、次回申請するか、又は登記を抹消された命令判決日から90日以内に、連邦最高裁判所に申し込むことができる。

第5章

労働組合の権利と業務

22. 労働組合は、自らの組合の規則を定める場合、実行委員及び代表を選出する場合につき、この規則により自由に行うことができる。
23. 労働組合は、労働法などに従い、労働者の団体交渉を解決する場合、企業規則を雇用主と調整するため、自らの代表者を定めなければならない。労働組合の責任者は、労働者の知識を発展させること及び専門家となるよう訓練して労働者の福祉に関することなども行わなければならない。
24. 労働組合は、組合の構成規則どおり、組合の委員が受け取る収入、給料の2%を超えない毎月の寄付金、労働組合が責任をもって行う文化及びスポーツ業から受け取る収入、関連する雇用主からの寄付金により、又は連邦政府の給付金で基金を設立することができる。但し、かかる支援で、労働組合に対し雇用主又は政府の影響を与えないこと。
25. 労働連盟とミャンマー労働連盟は、外国の労働連盟と国際労働組合の支援に対して事前許可を得る必要なく受理することができる。支援を得た時に主任登記係に通知しなければならない。
26. 基金を設立する場合
 - (a) 労働組合の基金を、これらの構成規則に表示した福祉、教育、健康、文化、運動、専門家になるための訓練をするなどの事項、及びその事項を目的として行う労働組合の会議として、多数の委員が認定した事項にのみ使用すること。



本資料の著作権は出典が明記されているものを除き、原則、弁護士法人キャスト及びキャストコンサルティング株式会社に帰属します。いかなる目的であれ、本資料の一部または全部について、無断で、いかなる方法においても複写、複製、引用、転載、翻訳、貸与等を行うことを禁止します。

- (b) 関連する実行委員会は、自ら、組合の基金につき、ミャンマー国内にある銀行に口座を開設しなければならない。
 - (c) 資金洗浄法の規則を守らなければならない。
27. 基本労働組合、地域、地区又は州の労働組合は、自らの一年の会計と組合員を郡区登記係へ、労働連盟とミャンマー労働連盟は、自らの一年の会計と組合数のリストを主任登記係へ適切に送付しなければならない。労働組合の10%より少なくない共同した労働組合などが要求した場合、これらの一年の会計を主任登記係が検査できる。
28. 労働組合間での共同及び離脱についての事項につき、関連する労働組合が郡区登記係に申し込まなければならない。
29. 実行委員の変更、事務所の転居又は構成規則の改正を希望する基本労働組合、地域、管区又は州の労働組合は、郡区登記係に、労働連盟及びミャンマー労働連盟は主任登記係に、変更をした日から5日以内に通知しなければならない。

第6章

雇用主の組合

30. 雇用主は雇用主組合を法律に従い、同時に構成することができる。
31. (a) 雇用主組合を構成する場合、法律に定める雇用主の用語には、10 エーカー以上の田畑、農地、菜園、チーク、多年草、果樹園、中洲での農業、通年労働者2名以上を雇用して作業する養殖業、これらの業と当てはまる農業及び養殖業を同時に営業する者も含むものとする。
- (b) 雇用主組合を構成し登記をする場合、この法律の規定と適合する限り有効である。

第7章

労働組合旗、看板、所有印、業務、及び会議の開催に関連する条件

32. 地域労働組合、管区又は州の労働組合、労働連盟及びミャンマー労働連盟旗及び看板は長さ6フィート、広さ3フィートを超えないこと。

33. 労働組合の所有印を下記の例のとおりとする。



- (a) 所有印は直径2インチの円形で厚さは0.04インチとする。
- (b) その円中に直径1.25インチの円を設けるものとする。
- (c) 円の内側に各右左に五角の星型が1つずつあるものとする。
- (d) 直径線の上下には番号と日付があるものとする。
- (e) 直径線の上の方円の中には、基本/ 町/ 地区 / 州の労働組合 / 労働連盟/ ミャンマー労働連盟との文章がある。
- (f) 直径線の下の方円の中には、工場、企業、官庁、区 / 町 / 地区又は州の名がある。

34. 労働組合及び実行委員会会議を業務時間外に行うことができる。しかし、雇用主の同意により、その会議を業務中に行うこともできる。



本資料の著作権は出典が明記されているものを除き、原則、弁護士法人キャスト及びキャストコンサルティング株式会社に帰属します。いかなる目的であれ、本資料の一部または全部について、無断で、いかなる方法においても複写、複製、引用、転載、翻訳、貸与等を行うことを禁止します。

35. 労働組合と実行委員会の会議を工場、作業場、官庁で行うことを希望する場合は、雇用主の許可を得なければならない。
36. 労働者代表は活動をする場合、雇用主と労働者の両者が同意する条件及び範囲並びに必要な情報及び物などを、雇用主の事務局から使用できる。
37. 基本労働組合と地域労働組合は、書類を手書きで提出することができる。
38. 実行委員は、雇用主の許可を得て、関連する労働組合のため、全時間活動することができる。かかる全時間活動のために、雇用主は賃金を支払う必要はない。但し、雇用主は、賃金を支払うため調整することができる。

第8章

雑則

39. 労働組合は、これらの委員数のリスト、組合が有する物のリスト、会計を毎年検査する場合はその会計を、検査できる権利がある証明書を有する者又はこれらの者が所属するグループで検査しなければならない。
40. 主任登記係局及び地域登記係局で労働組合のグループ登記様式(12)を作成し、備え置くこと。
41. 雇用主は、ロックアウトすることを関連労働者、関連地域労働組合、関連調停委員会にロックアウトする前、最低14日からロックアウト事前通知書様式(13)をもって通知しなければならない。但し、関連調停委員会の許可を得てからロックアウトすることができる。



本資料の著作権は出典が明記されているものを除き、原則、弁護士法人キャスト及びキャストコンサルティング株式会社に帰属します。いかなる目的であれ、本資料の一部または全部について、無断で、いかなる方法においても複写、複製、引用、転載、翻訳、貸与等を行うことを禁止します。

42. 労働組合は、関連の労働連盟の許可でストライキする際、公益事業の場合 14 日前から、非公益事業の場合ストライキする最低 3 日前から、前もって**ストライキ事前通知書様式 (14)**で関連の雇用主及び調停議会に通知しなければならない。

43.
 - (a) 労働省は主任登記係を任用するため、大統領に名簿を報告しなければならない。
 - (b) 主任登記係は郡区登記係を任用するため、実行しなければならない。

() アウンチン

連邦大臣

労働省



本資料の著作権は出典が明記されているものを除き、原則、弁護士法人キャスト及びキャストコンサルティング株式会社に帰属します。いかなる目的であれ、本資料の一部または全部について、無断で、いかなる方法においても複写、複製、引用、転載、翻訳、貸与等を行うことを禁止します。

様式 (1)

労働組合登記申請書

{規則 10 (a)と 11 (a)}

殿

郡区登記係／主任登記係

—————町

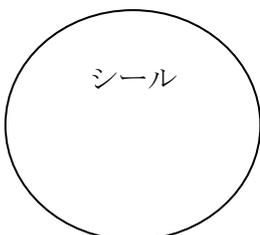
主題—労働組合として登記申請。

1. ————— 労働組合 / ————— 労働連盟 / ミャンマー労働連盟を—————年、—————月、—————日に設立した。
2. この—————は—————事業又は組織の労働者 / 労働組合 / 労働連盟を代表する組合であること。
3. 労働組合の編成に関する書類様式 () を送付して提出する。
4. 構成規則共に、**実行委員会の会員が賛同する署名付証明書 (4)** を送付して提出すること。
5. 労働組合としての登記申請に賛成することにつき、下記の委員が署名する。

番号	名前	身分証明書	父親の名前	職業	委員の役割	署名

6. —————労働組合 / —————連盟 (労働連盟) / ミャンマー全国の労働省 (ミャンマー労働連盟) に登記申請すること。

会長



労働組合の名称—————

労働組合の場所—————

電話—————、ファックス—————



本資料の著作権は出典が明記されているものを除き、原則、弁護士法人キャスト及びキャストコンサルティング株式会社に帰属します。いかなる目的であれ、本資料の一部または全部について、無断で、いかなる方法においても複製、複製、引用、転載、翻訳、貸与等を行うことを禁止します。

E-mail _____

20 年、 月、 日

様式 (2)

基本労働組合構成に関する申請書

{ 規則 10 (b) }

1. 事業及び組織の名称 _____

(共同して構成を希望する場合は共同する事業及び組織の名称を表わす事)

2. その事業及び組合の労働者数 _____

3. 組合を構成する労働者の名簿

番号	名前	身分証明書	父親の名前	生年月日	勤務初日	地位	組合員となった日	住所	署名
1									
2									
3									
4									
5									
6									
7									
8									
9									
10									
11									
12									
13									



本資料の著作権は出典が明記されているものを除き、原則、弁護士法人キャスト及びキャストコンサルティング株式会社に帰属します。いかなる目的であれ、本資料の一部または全部について、無断で、いかなる方法においても複写、複製、引用、転載、翻訳、貸与等を行うことを禁止します。

14									
15									

様式 (3)

地域、管区又は州の労働組合の構成に関する申請書

{規則 10 (c) }

1. 地域 / 管区又は州の労働組合の名称 _____
2. 労働組織の構成に賛同する関連の _____
基本/ 地域の労働組合の数
3. 労働組合を構成するための関連の基本/ _____
地域の労働組織の支持の割合
4. 地域/管区又は州の労働組合の構成を賛同する労働組合の名称及び賛同条件
- 5.

番号	支持する労働組織の名称	会長		秘書		批評
		名前	署名	名前	署名	
1						
2						
3						
4						
5						



本資料の著作権は出典が明記されているものを除き、原則、弁護士法人キャスト及びキャストコンサルティング株式会社に帰属します。いかなる目的であれ、本資料の一部または全部について、無断で、いかなる方法においても複写、複製、引用、転載、翻訳、貸与等を行うことを禁止します。

様式 (4)

実行委員会の会員が賛同する署名付証明書

{規則 10 (d) と 11 (c) }

番号	名前	身分証明書 (番号)	父親の名前	職業	実行委員の 役割	署名



本資料の著作権は出典が明記されているものを除き、原則、弁護士法人キャスト及びキャストコンサルティング株式会社に帰属します。いかなる目的であれ、本資料の一部または全部について、無断で、いかなる方法においても複写、複製、引用、転載、翻訳、貸与等を行うことを禁止します。

様式 (5-a)

労働連盟構成に関する申請書

{規則 11 (b) }

1. 事業及び組織の労働連盟 _____
2. 労働連盟を賛同する区 / 州の _____
労働組合数
3. 労働連盟構成を賛同する区/州の労働組合数

番号	支持する区/州の労働組合の名	会長		秘書		注
		名前	署名	名前	署名	
1						
2						
3						
4						
5						



本資料の著作権は出典が明記されているものを除き、原則、弁護士法人キャスト及びキャストコンサルティング株式会社に帰属します。いかなる目的であれ、本資料の一部または全部について、無断で、いかなる方法においても複写、複製、引用、転載、翻訳、貸与等を行うことを禁止します。

様式 (5-b)

ミャンマー労働連盟の構成に関する申請書

{規則 11 (b) }

1. 商業又は委員の労働連盟 _____
2. 労働連盟を賛同する地区 / 州の _____
労働組合数
3. 労働連盟編成を賛同する地区/州の労働組合数

番号	支持する区/州の労働組合の 名称	会長		秘書		注
		名前	署名	名前	署名	
1						
2						
3						
4						
5						



本資料の著作権は出典が明記されているものを除き、原則、弁護士法人キャスト及びキャストコンサルティング株式会社に帰属します。いかなる目的であれ、本資料の一部または全部について、無断で、いかなる方法においても複写、複製、引用、転載、翻訳、貸与等を行うことを禁止します。

様式 (6)

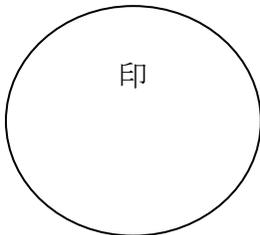
労働組合としての登記申請を受領した旨の領収書

{規則 12}

領収書の番号 _____

日付 _____

_____労働組合/労働連盟/ミャンマー労働連盟の労働組合
として登記するため申請書を_____年、_____月、_____日に受領した。



(_____)

郡区登記係 /

主任登記係



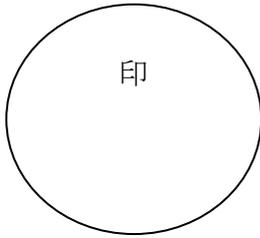
本資料の著作権は出典が明記されているものを除き、原則、弁護士法人キャスト及びキャストコンサルティング株式会社に帰属します。いかなる目的であれ、本資料の一部または全部について、無断で、いかなる方法においても複写、複製、引用、転載、翻訳、貸与等を行うことを禁止します。

様式 (7)

労働組合として承認する証明書

{規則 15 (a) 及び (b) }

—————労働組合/労働連盟/ミャンマー労働連盟を登
記番号—————で—————年、——月、——日に—————
——労働組合としての証明書を発行する。



(—————)

主任登記係



本資料の著作権は出典が明記されているものを除き、原則、弁護士法人キャスト及びキャストコンサルティング株式会社に帰属します。いかなる目的であれ、本資料の一部または全部について、無断で、いかなる方法においても複写、複製、引用、転載、翻訳、貸与等を行うことを禁止します。

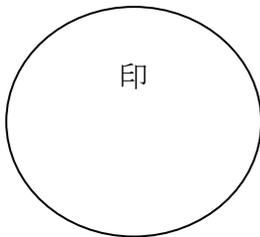
様式 (8)

登記拒否通知書

{規則 16 a}

(—————日付で 基本/地域/区又は州の労働組合として登記申請をした—————に登記を拒否することを通知する。

注意：登記官の拒絶した命令許可を共に送付して送ること。



(—————)

登記官

書類番号—————

日付—————

配布—

会長

基本/ 町/区/州

労働組合/ 労働連盟

ミャンマー労働連盟

写し

事務所受領のため



本資料の著作権は出典が明記されているものを除き、原則、弁護士法人キャスト及びキャストコンサルティング株式会社に帰属します。いかなる目的であれ、本資料の一部または全部について、無断で、いかなる方法においても複写、複製、引用、転載、翻訳、貸与等を行うことを禁止します。

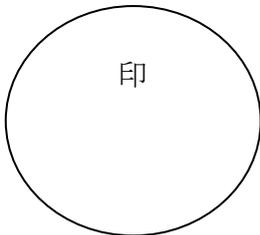
様式 (9)

登記拒否通知書

{規則 16 b}

_____日に基本、町、地区又は州の労働組合として登記するため申請した_____を労働組合としての登記を拒絶したことを通知する。

注意： 拒絶した命令を送付する。



(_____)

主任登記係

書類番号_____

日付_____

配布—

—会長、労働連盟/ ミャンマー労働連盟

写し

事務所受領のため



本資料の著作権は出典が明記されているものを除き、原則、弁護士法人キャスト及びキャストコンサルティング株式会社に帰属します。いかなる目的であれ、本資料の一部または全部について、無断で、いかなる方法においても複写、複製、引用、転載、翻訳、貸与等を行うことを禁止します。

様式(10)

労働組合の登記許可の取消申請書

{規則 19 a}

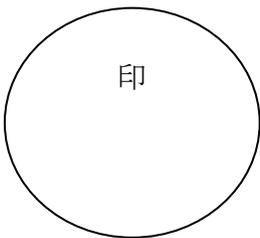
殿

郡区登記係/主任登記係

_____日に登記番号(____/____)で登記した_____基本/町/

区/州の労働組合/労働連盟/ミャンマー労働連盟の登記を取消するために申請する。

送付—労働組合規則によって与えられた組合判定



(_____)

会長

書類番号_____

日付 _____



本資料の著作権は出典が明記されているものを除き、原則、弁護士法人キャスト及びキャストコンサルティング株式会社に帰属します。いかなる目的であれ、本資料の一部または全部について、無断で、いかなる方法においても複写、複製、引用、転載、翻訳、貸与等を行うことを禁止します。

様式 (11)

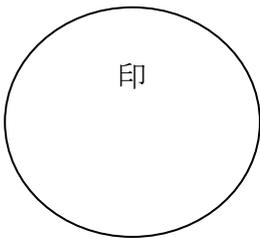
登記を取消す旨の報告書様式

{規則 20 (b) 及び(c) }

_____日に登記番号 (_____/_____) で登記した_____基本/町/

区又は州の労働組合/労働連盟/ミャンマー労働連盟の登記を取消すことを通知する。

注意： 抹消した命令を送付する。



(_____)

郡区登記係

主任登記係

登記番号_____

日付_____

配布—

会長

基本/町/区/州の労働組合/労働連盟/

ミャンマー労働連盟

写し



本資料の著作権は出典が明記されているものを除き、原則、弁護士法人キャスト及びキャストコンサルティング株式会社に帰属します。いかなる目的であれ、本資料の一部または全部について、無断で、いかなる方法においても複写、複製、引用、転載、翻訳、貸与等を行うことを禁止します。

事務所受領のため

様式 (12)

労働組合のグループ登記様式

{規則 40 }

1. 登記番号 _____
2. 登記の日付 _____
3. 登記申請者グループ(登記申請委員の)
 - 名称 _____
 - 職業 _____
4. 労働組合の名称 _____
5. 労働組合
 - 住所 _____
6. 労働組合を最初に
 - 設立した日付 _____
7. 実行委員

番号	名前	委員の役割	身分証明書	学歴	生年月日	職歴	住所

8. 基金の口座を開設した銀行 _____
9. 地域労働組合と共同すること



本資料の著作権は出典が明記されているものを除き、原則、弁護士法人キャスト及びキャストコンサルティング株式会社に帰属します。いかなる目的であれ、本資料の一部または全部について、無断で、いかなる方法においても複写、複製、引用、転載、翻訳、貸与等を行うことを禁止します。

(a) 日付_____

(b) 組合の名称_____

(c) 組合の住所_____

10. 地区/州の労働組合と共同すること

(a) 日付_____

(b) 組合の名称_____

(c) 組合の住所_____

11. 労働連盟と共同すること。

(a) 日付_____

(b) 組合の名称_____

(c) 組合の住所_____

12. ミャンマー労働連盟とすること。

(a) 日付_____

(b) 組合の名称_____

(c) 組合の住所_____

13. 労働組合の住所を変更すること。

(a) 変更した日付_____

(b) 変更した住所_____

14. 労働組合の名称を変更すること。

(a) 変更した日付_____

(b) 変更した住所_____



本資料の著作権は出典が明記されているものを除き、原則、弁護士法人キャスト及びキャストコンサルティング株式会社に帰属します。いかなる目的であれ、本資料の一部または全部について、無断で、いかなる方法においても複写、複製、引用、転載、翻訳、貸与等を行うことを禁止します。

番号	変更日	変更委員の氏名	前委員の氏名	役割	注

16. 他の労働組合と共同すること

(a) 登記をするために連絡した日付 _____

(b) 共同した労働組合の名称 _____

(c) 共同した日付 _____

(d) 共同した組合の名前 _____

(e) 共同した組合の住所 _____

(f) 共同した組合の登記番号 _____

17. 他の労働組合から離脱すること。

(a) 連絡した日付 _____

(b) 離脱した名称 _____

(c) 離脱した日付 _____

18. 国際労働組合と共同すること

(a) 日付 _____

(b) 組合の名称 _____

(c) 組合の住所 _____



本資料の著作権は出典が明記されているものを除き、原則、弁護士法人キャスト及びキャストコンサルティング株式会社に帰属します。いかなる目的であれ、本資料の一部または全部について、無断で、いかなる方法においても複写、複製、引用、転載、翻訳、貸与等を行うことを禁止します。

19. 規則違反に関する登記

番号	日付	内容	注

20. 労働組合の登記を取消すこと

(a) 取消した日付 _____

(b) 取消した理由 _____

(c) 取消命令を出した日付 _____

21. 労働組合を解散すること。

(a) 解散した日付 _____

(b) 解散した理由 _____

(c) 解散の命令を出した日付 _____

(_____)

郡区登記係／主任登記係

登記官



本資料の著作権は出典が明記されているものを除き、原則、弁護士法人キャスト及びキャストコンサルティング株式会社に帰属します。いかなる目的であれ、本資料の一部または全部について、無断で、いかなる方法においても複写、複製、引用、転載、翻訳、貸与等を行うことを禁止します。

様式 (13)

ロックアウト事前通知書様式

{規則 41 }

殿

_____町の調停委員会

_____町、_____労働組合

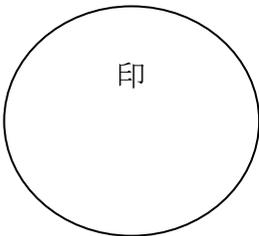
1. _____町にある_____事業又は組織は以下の通り

(_____) 日にロックアウトを希望するため (14) 日前をもって提案する。

(a) ロックアウトの開始の日_____

(b) ロックアウトの理由_____

2. 報告書を送る前に紛争解決に関する手続を行わなければならない。



(_____)

雇用主

書類番号_____

日付 _____

写し

事務所受領のため



本資料の著作権は出典が明記されているものを除き、原則、弁護士法人キャスト及びキャストコンサルティング株式会社に帰属します。いかなる目的であれ、本資料の一部または全部について、無断で、いかなる方法においても複写、複製、引用、転載、翻訳、貸与等を行うことを禁止します。

様式 (14)

ストライキの事前通知書様式

{規則 42 }

1. 組合の労働者の多数の希望で公益事業/ 非公益事業である————
 —————は下記の予定通りストライキすることを前もって申請する。

(a) 労働組合の名称 —————

(b) 労働組合の登記番号/日付 —————

(c) 組合の住所 —————

(d) ストライキする時間と日 —————

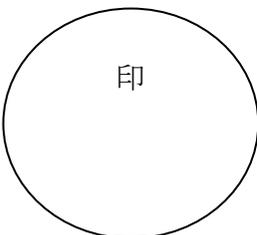
(e) ストライキする場所 —————

(f) ストライキに参加する人の数 —————

(g) ストライキする方法 —————

2. 申請書送付前に紛争解決に関する手続を行わなければならない。

(注) — 公益事業である場合にストライキをするとき、職場で勤務を継続する労働者の数及び地位の種類によって、関連の雇用主と調整した同意も共に提案しなければならない。



(—————)

会長

(書類番号) —————

日付 —————

配布—



本資料の著作権は出典が明記されているものを除き、原則、弁護士法人キャスト及びキャストコンサルティング株式会社に帰属します。いかなる目的であれ、本資料の一部または全部について、無断で、いかなる方法においても複写、複製、引用、転載、翻訳、貸与等を行うことを禁止します。

—雇用主

—調停委員会——町

写し

事務所受領のため

【仮訳】 キャストコンサルティング（ミャンマー）有限会社,

(担当) Shwe Witt Yee, Thu Zar Mon